

介護報酬請求事務にかかる留意点について

平成27年3月

広島県国民健康保険団体連合会

目次

○ 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	1
○ 介護保険審査増減単位数通知書	5
○ 介護保険支払関連通知書の見方について	9
○ 主なエラー対応について	
・ ADD0・ADD1	13
・ AEF0・AEFA・AEFB	15
・ 12P0	17
・ 12PA	18
・ 保留	19
・ 返戻	20
○ 介護報酬請求記載例	21
○ 過誤処理について	27
○ 平成27年度介護報酬改定への対応	
・ 介護報酬改定で創設された新サービスの取り扱い	29
・ 法定代理受領の同意書の廃止	29
・ 介護予防・日常生活支援総合事業費	31
○ エラーコード一覧（平成27年5月以降審査分）	35
○ 広島県国民健康保険団体連合会ホームページについて	45
○ 審査情報印刷プログラムのダウンロード用ページについて	46

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

各事業所から請求等のあった「介護給付費請求明細書」及び「給付管理票」について、チェックを行いエラーとなったものを返戻（保留）としています。

この一覧表は、この返戻（保留）となった「介護給付費明細書」及び「給付管理票」を各事業所へ通知するために作成しています。

主なチェックは、次のとおりです。

- (1)必要箇所への入力（記入）漏れ、入力（記入）誤りがあるもの。
- (2)請求明細書等の請求額等に計算誤りがあるもの。
- (3)該当被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）、該当事業所の届出情報等と突合して、一致しなかったもの。
- (4)請求明細書や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。
- (5)その他、審査チェックでエラーとなったもの。

各項目の説明（前ページの①～⑨に対応しています。）

①「被保険者氏名」

請求明細書等に入力（記入）された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも（両方でも）入力（記入）誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示されます。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出してください。

②「種別」

返戻（保留）となったものの請求種別が表示されます。

「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く）

「サ」… サービス計画費（ケアプラン料）

「給」… 給付管理票

返戻（保留）になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）して下さい。

③「サービス提供年月」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月以前に提出した請求明細書が返戻されてこの帳票に表示される場合があります。

④「サービス種類」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみの表示となります。ただし、一部のサービスコード分の返戻（または保留）しか表示されていなくても、請求明細書・給付管理票は1件全部の返戻（または保留）となります。

サービス種類欄が空欄は給付管理票の「合計情報」（サービス計画の合計）です。

⑤「サービス項目等」

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費・特別療養費情報のエラーには識別番号が表示されます。

⑥「単位数（特定入所者介護費等）」

返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみの表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

⑦「事由」

請求明細書等が返戻（または保留）となった事由をアルファベット1文字で表示します。

事由記号の内容

「A」…請求明細書等の基本的な項目に対する入力（記入）誤り、入力（記入）漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの

「B」…本会の審査システムに保険者が登録する“受給者台帳”や県が登録する“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致として

エラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再度請求または登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」…請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。

この場合、一覧表の備考欄に「保留」のものと「返戻」となるものがあります。

「E」…介護給付費審査委員会で返戻となったもの。

⑧「内 容」

請求明細書等が返戻（または保留）となった原因の項目とコメントを表示します。

この欄を参照して請求明細書等の修正等をしてください。

⑨「備 考」

請求明細書等が返戻となった原因を4文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。

4文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。エラーの原因と対応については、4文字のコード「エラーコード」毎に代表的なものをエラーコード解説に掲載していますのでご参照ください。

「保留」が表示されている場合の原因と対応については、エラーコード「保留」を参照してください。

介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 9970000000

平成27年3月審査分

平成27年3月31日

事業所名 介護事業所

1 頁

広島県国民健康保険団体連合会
広島県国保連介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項	
↑	↑				↑	↑			
①「保険者番号」「被保険者番号」、 「被保険者氏名」 減点(または増点)となった請求明細書等の保 険者番号と被保険者番号に該当する受給者 情報の被保険者氏名が表示されます。		②「サービス提供年月」 減点(または増点)となった請求 明細書等のサービス提供年月が 表示されます。		③「サービス種類コード」、「サービス項目コード」 減点(または増点)となった請求明細書等の該当 のサービスコードが表示されます。		④「増減単位数」 減点(または増点)となった請求 明細書等の単位数が表示されま す。		⑤「事由」 減点(または増点)となった請求明細書等 の減点(または増点)の事由がアルファベッ ト1文字の記号で表示されます。 記号の内容は、表の右下にある「事由記号 の内容」を参照してください。	
⑥「内容」 減点(または増点)となった請求明細書等の減点(または増点) 内容が表示されます。 上段に減点(または増点)の事由、下段に「確定単位数」(実際 に支払される単位数)と「請求単位数」(請求明細書に記載され ている請求単位数)が表示されます。									

○事由記号の内容

上限審査分		出来高分	
記号	内容	記号	内容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適当、不必要と認められるもの

介護保険審査増減単位数通知書の見方について

この通知書は、各事業所から請求のあった「介護給付費請求明細書」について、国保連の審査により減点（または増点）となったものを一覧表に作成しているものです。

① 「保険者番号」「被保険者番号」「被保険者氏名」

減点（または増点）となった請求明細書等の保険者番号、被保険者番号と被保険者番号に該当する被保険者氏名（カナ）が表示されます。

② 「サービス提供年月」

減点（または増点）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。

③ 「サービス種類コード」「サービス項目コード」

減点（または増点）となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。

④ 「増減単位数」

減点（または増点）となった請求明細書等の減単位数（または増単位数）が表示されます。

⑤ 「事由」

減点（または増点）となった請求明細書等の減点（増点）の事由が表示されます。

事由記号の内容

「A」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票に、サービス事業所から請求された請求明細書のサービス実績（サービス計画）が入力（記入）されていないもの。（P7参照）

「B」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票について、サービスの実績（サービス計画）とサービス事業所から請求された請求明細書の単位数を比較して、請求明細書の請求単位数が多く請求されていたもの。（P8参照）

「C～G」・・・審査委員会の決定等により減点されたもの。

介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 9970000000

平成27年3月審査分

平成27年3月31日

事業所名 介護事業所

1 頁
広島県国民健康保険団体連合会
広島県国保連介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	0000000001	H27.2	15	1345				
	加付 知							
990000	0000000001	H27.2	15	5051				
	加付 知							
990000	0000000001	H27.2	15	5301	-4,924	A	給付管理票に実績が記載されていないもの	
	加付 知						確定単位数 (0 単) 請求単位数 (4,924 単)	

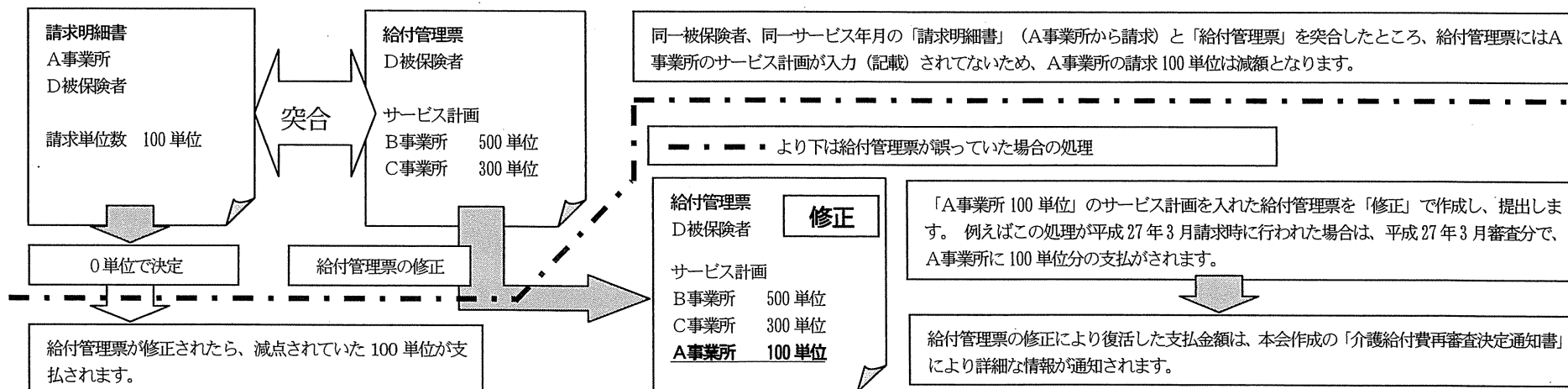
内容・給付管理票に実績が記載されていないもの 事由記号=A

原因・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出されているが、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されていない場合。

この場合、一覧表の内容欄に表示される確定単位数は0単位となります。

対応・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがなければ確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。減単位された（0単位となった）請求明細書については、返戻となっているわけではない（0円の支払いがされたという処理になっている）ので、再度請求する必要はありません。給付管理票が正しく修正されれば、給付管理票が修正された年月の審査分で減単位されていた金額がサービス事業所に支払われます。

「給付管理票に実績が記載されていないもの」についての具体例（請求明細書に誤りが無かった場合）



介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号	9970000000
-------	------------

平成27年3月審査分

平成27年3月31日

事業所名	<input type="checkbox"/> 介護事業所
------	--------------------------------

1 頁
広島県国民健康保険団体連合会
広島県国保連介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	0000000002	H27.2	16	2101				
	加ゴ ジ助							
990000	0000000002	H27.2	16	5400				
	加ゴ ジ助							
990000	0000000002	H27.2	16	5605	-1,088	B	給付管理票の実績を超えるもの	
	加ゴ ジ助						確定単位数(5427単) 請求単位数(6515単)	

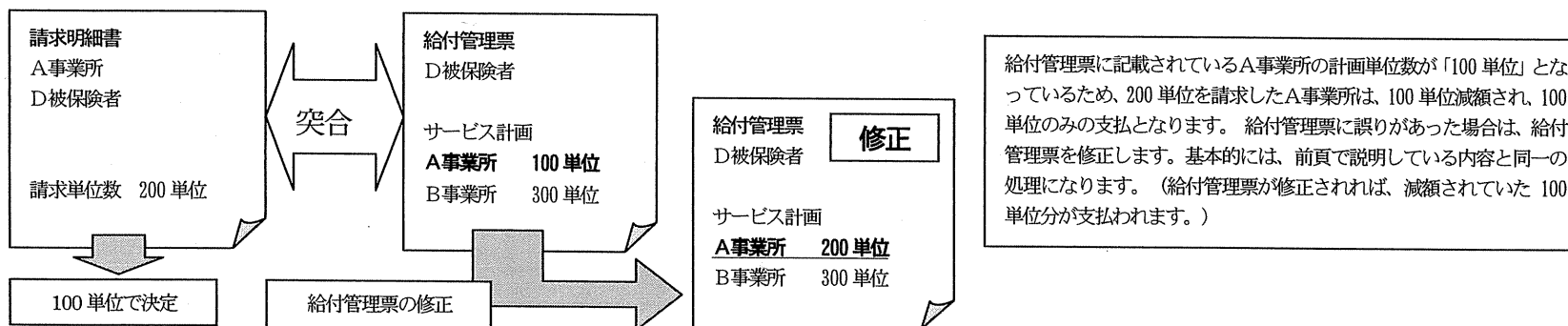
内容・・・給付管理票の実績を超えるもの 事由記号=B

原因・・・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出されていて、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績(計画単位数)が入力(記載)されているが、その給付管理票の計画単位数が請求明細書の請求単位数よりも少なかった場合。

この場合、確定単位数は給付管理票の計画単位数と同じ単位数になります。

対応・・・基本的な対応については、「給付管理票に実績が記載されていないもの」と同様となります。

「給付管理票の実績を超えるもの」についての具体例(請求明細書に誤りが無かった場合)



処遇改善の加算額の算出方法について

加算額は、請求明細書ごとに請求明細書に記載された「処遇改善加算のサービスコードのサービス単位数」と「単位数単価」を乗じた額です。
 なお、1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとなっております。

注1 「処遇改善加算のサービスコードのサービス単位数」については、単位数の増減、給付管理票修正、再審査で査定された単位数は考慮されていません。

注2 取下過誤については、原審時の処遇改善加算額をマイナスで計上されています。

注3 利用者が負担した金額や社会福祉法人軽減事業で事業所が負担した額も含まれます。

(例) サービス種類11：訪問介護で、訪問介護処遇改善加算Ⅰの請求したが、
 査定された場合

【原審】		請求明細書(集計情報)	
給付管理票		③単位数合計 1,040単位	
計画単位数(訪問介護)500単位		④単位数単価 10	
請求明細書(明細書情報)		⑤保険給付率 90%	
①本体報酬 1,000単位		⑥保険請求額 9,360円	
②訪問介護処遇改善加算40単位		⑦利用者負担額 1,040円	

査定

【原審(査定後)】		請求明細書(集計情報)	
給付管理票		③単位数合計 520単位	
計画単位数(訪問介護)500単位		④単位数単価 10	
請求明細書(明細書情報)		⑤保険給付率 90%	
①本体報酬 1,000単位		⑥保険請求額 4,680円	
②訪問介護処遇改善加算40単位		⑦利用者負担額 520円	

査定

< 処遇改善の加算額 >
 ② × ④ = 40 × 10.00 = 400円

査定された場合でも
 明細の40単位のまま計算

〒123-4567

〇〇県〇〇市1丁目1番1号

〇〇県国保連事業所

様

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成27年3月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額(保険給付分)は、右のとおりですので、お知らせいたします。

< お知らせの内容について >

- このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額(加算の単位数×単位数単価)を記載しています。
- 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号	9970000000
加算総額	400,000

平成27年4月20日

広島県国民健康保険団体連合会

< サービス種類別の介護職員処遇改善加算の金額 >

サービス種類	加算額	サービス種類	加算額
11 訪問介護	100,000	39 予防認知短期	
12 訪問入浴		51 福祉施設	
15 通所介護	100,000	52 老健施設	
16 通所リハ		53 医療施設	
21 短期生活		54 地域福祉施設	
22 短期老健		61 予防訪問介護	100,000
23 短期医療		62 予防訪問入浴	
24 予防短期生活		65 予防通所介護	100,000
25 予防短期老健		66 予防通所リハ	
26 予防短期医療		71 夜間訪問介護	
27 特定施設短期		72 認知症型通所	
28 地域特定短期		73 小規模多機能	
32 認知症型		74 予防認知通所	
33 特定施設		75 予防多機能型	
35 予防特定施設		76 定期巡回随時	
36 地域特定施設		77 複合型	
37 予防認知症型			
38 認知症型短期			
		合計	400,000